

空気のおいしいお店登録事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、区が受動喫煙防止対策を行う飲食店を空気のおいしいお店として登録することにより、区民が望まない受動喫煙にあわないお店を選べるようにするための環境を作ることを目的とする。

(要件)

第2条 区長は、次の各号に掲げる要件を全て満たし、かつ、登録を希望する飲食店を空気のおいしいお店として登録する。

- (1) 店内で禁煙を実施し、かつ、敷地内で受動喫煙防止に努めていること。
- (2) 登録後、区が作成したステッカーを店外から見えるように掲示すること。
- (3) 区が実施する受動喫煙防止に係る周知啓発活動に積極的に協力すること。

2 前項に規定する要件を満たす飲食店であっても、次のいずれかに該当する場合は、登録しないものとする。

- (1) 当該飲食店の事業者が、足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱（22足総契発第1170号 平成23年1月26日 区長決定）別表中「入札参加資格者」とあるのは「空気のおいしいお店登録申込者」と読み替えた場合における同表に定める措置要件に該当するとき。
- (2) その他衛生部長が登録を不相当であると認めるとき。

(募集等)

第3条 区長は、空気のおいしいお店の登録募集について、あだち広報及び足立区ホームページに掲載し、並びに関係機関に対して直接啓発を行うことにより、広く実施する。

2 空気のおいしいお店の登録を希望する飲食店の事業者（以下「申請者」という。）は、登録申請書（様式第1号）を区長に提出し、又は区のホームページの申込みフォームに必要事項を記入し、送信することで、当該登録の申請を行うものとする。

3 区長は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る前条第1項に規定する要件を満たしているか否かについて、必要に応じて飲食店を訪問し、確認を行う。

(登録及び台帳の整備)

第4条 区長は、空気のおいしいお店の登録台帳（以下「台帳」という。）を整備し、前条第2項の規定による申請があった場合、台帳に登録し、申請者に対し、当該登録番号を通知する。ただし、前条第3項の規定による確認により、

第2条第1項に規定する要件を満たしていないことを確認した場合には、この限りでない。

2 区長は、登録の取消し、更新、変更等があった場合、台帳に当該変更内容を記載するものとする。

(名称の使用)

第5条 本事業に登録された飲食店（以下「登録店」という。）は、登録店が発行する刊行物・広告等へ「空気のおいしいお店」の名称を使用することができる。

(登録期間)

第6条 登録の有効期間は、登録の日から当該年度の末日までとする。

(更新)

第7条 区長は、登録期間終了時まで、登録店に更新・変更の希望の有無を確認し、登録店から、更新申請書（様式第2号）の提出があった場合に、登録期間を更新する。

(登録の取消)

第8条 区長は、登録店の事業者から登録取消しの希望があったときには、当該登録を取り消すものとする。

2 区長は、登録店が第2条第1項に規定する要件を満たしていないと判断したときには、登録を取り消すことができる。

(調査)

第9条 区長は、登録店が第2条第1項に規定する要件を満たしているか否かについて、必要に応じて当該登録店を訪問し、確認を行うことができる。

2 登録店は、前項の規定による確認に協力しなければならない。

(登録店舗の周知)

第10条 区長は、希望のあった登録店の店舗情報及び取組み内容を足立区ホームページ等により、広く区民に周知する。

(担当部課)

第11条 この事業の主管課は、生活衛生課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、衛生部長が別に定める。

付 則（4 足足保生発第1574号 令和4年10月7日 区長決定）

この要綱は、令和4年10月7日から施行する。

付 則（5 足足保生発第1460号 令和5年8月23日 区長決定）

この要綱は、決定の日から施行する。